

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東郷町長 井 俣 憲 治

市町村名 (市町村コード)	東郷町 (302)	
地域名 (地域内農業集落名)	祐福寺地区 (祐福寺集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月8日 (1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区の農地利用に関する意向調査回答者の平均年齢は、70歳と高齢化が進み、後継者不在の回答割合が約6割と高く、遊休農地増加の懸念があることから、農地の新たな担い手の確保が必要となっている。

なお、東郷町では、農業者を増やし、農地を守る施策として有機農業を推進しており、有機農産物のブランド化、有機農産物の耕作面積の拡大に取り組んでいる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農業所得の向上を図るため、有機農業を推進し、高付加価値の農産物の増産を進める。地域一体となって有機農業者によるマルシェ、農業体験などを開催し、有機農業の理解の促進や有機農産物のブランド化に取り組み付加価値向上、販路を確保する。専門家による講習会や栽培技術指導により、有機農業新規参入者等を支援し、有機農業者を育成することで、農業による環境への負荷を減らし、持続可能な農業へシフトしながら、慣行農業と有機農業をバランスよく集約していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	61 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	61 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

基本的に、農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針 農地中間管理事業を活用することで、集積及び集約を図っていく。 水田については、中心経営体である認定農業者1経営体に、畑については、有機農業を担う認定農業者等を中心に集積を図っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針 農地中間管理事業においては、まず、人と農地のマッチングが重要であるが、必要に応じて、あいち尾東農協と連携しながら進めることで、事業の円滑な実施を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化、汎用化等の基盤整備の支援について検討をしていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 オーガニックビレッジ宣言をし、目標達成に向けて取り組む本町の有機農業推進施策を広く発信することで、町内外にかかわらず、有機農業で営農を希望する若く熱意のある農業者を呼び込み、本町での就農実現まで切れ目のない支援を行う。 また、有機農業者で組成される有機農業推進協議会が自立した組織に成長していくよう支援する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 農作業委託は、地域内の離農を抑制し、遊休農地の発生防止を図るために必要であることから、引き続き、認定農業者に対して農作業の委託をした農業者に対し、委託経費を支援していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

②付加価値の高い有機農産物の作付けを推進することで、農業者の所得向上を図る。
 ③農機具のシェアリング・レンタルを検討し、農作業の効率化や新規就農者の初期負担軽減を図る。
 ⑩体験農園、マルシェ等を通して、子どもから高齢者まで幅広い世代が農業を体験し、地域の農産物に触れ、食す機会を創出することで、農業の魅力の再確認、PRを図る。また、遊休農地対策のため、高齢者の生きがいづくり、青少年の健全育成等、多様な目的での農地活用を検討する。